

<p>宮嶋委員長</p>	<p style="text-align: right;">( 9 : 3 0 )</p> <p>それでは、皆さんおはようございます。  ただいまの出席委員数は全員でございます。定足数に達していますので、これより木津川市精華町環境施設組合議会議会運営委員会を開会します。  本日の議題につきましては、お手元に配付した次第のとおりであります。  なお、委員会条例第13条の規定により、傍聴を希望する者がある場合は許可することといたします。  また、この会議の記録につきましては、委員会条例第25条の規定により、委員長が署名することになっておりますので、私のほうで後日、会議録を確認させていただきます。したがって、発言の際は挙手願ひ、委員長の指名後にご発言いただきますようお願いいたします。  それでは、議題に入ります。</p> <p>議題の(1)令和7年第1回木津川市精華町環境施設組合議会定例会についてであります。  まずは、提出議案について事務局から説明を求めます。  事務局長。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>それでは、改めまして、皆さんおはようございます。  それでは、令和7年第1回定例会への提出議案につきまして、事務局のほうからご説明をさせていただきます。  本日お配りをさせていただきました資料でございます議案書のほうをそれぞれご覧いただきますよう、よろしくお願ひをいたします。  まずは、議案第1号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑に単一化されることから所要の改正を行うものでございます。  次に、議案第2号、木津川市精華町環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び木津川市精華町環境施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。  次に、議案第3号、木津川市精華町環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正については、令和6年8月8日の人事院勧告を受け、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。なお、本条例改正案の概要につきまして、議案書の一番後ろに参考資料として添付をいたしております。  次に、議案第4号、木津川市精華町環境施設組合職員等の旅費に関する条例の一部改正については、国家公務員等の旅費に関する法律の</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うもの でございます。なお、本条例改正案の概要につきまして、議案書の 一番後ろに参考資料として添付をいたしております。 最後に、議案第5号、令和7年度木津川市精華町環境施設組合一般 会計予算については、地方自治法第211条第1項の規定に基づき、 令和7年度の本組合業務に必要な経費として総額9億9,897万円 の一般会計予算を計上したいので提案するものがございます。 以上、ご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>続きまして、議事日程等について説明を求めます。 書記長。</p>
<p>武田書記長</p>	<p>続きまして、私のほうから、令和7年第1回定例会の議事日程など につきまして、ご説明並びにご提案を申し上げます。 まず初めに、一般質問通告書の提出状況についてご報告させていた だきます。本日お配りさせていただきました資料の中に、提出された 通告書の写しを同封させていただいておりますが、宮嶋議員から提出 がありましたのでご報告とさせていただきます。 次に、2月12日の議事日程についてご提案させていただきます。 本日お配りさせていただいた資料にある議事日程（第1号）（案） をご覧くださいと思います。 議長による開会・開議宣言、議長、管理者の挨拶に続きまして、日 程第1、会議録署名議員の指名でございます。今回の署名議員は、2 番、山本議員と3番、谷川議員にお願いいたします。 日程第2、会期の決定は、2月12日の1日間でございます。 日程第3、一般質問は、議会運営申合せ事項に基づきまして、議事 日程の順序は初めといたしております。 日程第4から日程第8までは、今回提案される議案5件についてお 示しいたしております。 最後に、日程第9、委員会の閉会中の継続審査及び調査につきまし ては、これまで同様、議会運営委員長からの申出により決定いただ きたいと思っております。 以上のとおり、ご説明並びにご提案申し上げます。よろしくお願 いたします。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ただいまの説明について、何かご意見等ございますか。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>法改正に伴う条例改正というのはよく出てくる話だけでも、この議 案扱いの慣例として、法改正の施行日というのはわざと書いていない の。つまり、この条例の施行日と法改正の施行日が一致する場合もあ</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>るし、一致しない場合もあるわけですが、そういう意味で法改正の施行日に合わせて条例改正施行日も設定されてるんであれば、その合理的理由になるわけだから、それは意図的に書かれてないんですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>ただいまのご質問につきましては趣旨説明のところの書き方ということですが、意図的にというか、何か特別な意図をもってそうしているわけではございません。私どもの条例改正の案のほうでは、附則のほうでその条例の施行日というのほうはたわせていただいております。法のほうを確認して施行日が確認できるといいますか、そういったものもございまして、何かしらの特別な理由をもってここに日を書いていないというわけではございません。 以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>私もいろいろ経験してるけれども、法の中でも全部の改正条項を一括して同じ日に施行する場合と、部分的にこの条項は何月何日ですよ、この条項は何月何日だというように異なる改正というのもあり得るわけで、条例改正も同じことがあるわけですよ。だから、そういう意味では、単純にこれをもしチェックしようと思ったら、改正法案を見て条例に関係する法の改正条文がどこに当たるかを特定して、その特定した条文がいつの施行日になるかというのをチェックしなあかんという話になってくるわけですよ、簡単に言えば。 これ、別に議会の会議が長ければいいとは思ってないですよ。できるだけ議会の会議というのは、事務的な質問よりも政策の議論というようなものを中心にすべきだとかねてから思ってるので、精華町議会では行政に対して、要するに事務的な説明ですね、いわゆる。別に誰が質問しても一緒だし、どんな議論しようと思わないわけだから、そういったものはもう議員から質問されないような状態にしてほしいということは、いわゆる今回つけてもらった改正条例の参考資料もその一個ですよ。事務的には参考資料は要らなくて、改正条文だけ出したほうがいいんだけど、それじゃ一体何がどう変わるかわからないというようなことで、当日実務的な質問が出るのを避けるために参考資料をつけてもらってるわけだからね。ちょっと今後の関係としては、そういった質問をしなくてもいいようにしていただければありがたいなとは思っているところですけど、どうでしょうか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>事務局長。</p>

<p>松井事務局長</p>	<p>ご意見については、十分理解する内容でございますので、以後の部分につきましては注意をさせていただきたいと思っております。</p> <p>追加の補足の説明とすると、今回の法改正に伴う部分につきましては、議案第1号、刑法等の一部を改正する法律の施行とございますのは、議案書のページを打っておりませんで申し訳ないですが、一番最終ページをご覧くださいますと、附則のところ、この条例は令和7年6月1日から施行するとさせていただいております。これは、法の施行日に合わせたものでございます。</p> <p>それから、議案第2号、勤務時間、休暇等に関する条例及びという部分につきましては、同じく最終のページ、ページ数を打っておりませんが、最終にあります施行期日、この条例は令和7年4月1日から施行すると、これも法の施行日に合わせているものでございます。</p> <p>それから、議案第3号、職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、人事院勧告を受けてという形になってございますが、この給与条例につきましては、一番後ろの最終ページが参考資料ですので、その前のページを閲覧いただきたいと思います。この条例につきましては、令和7年4月1日施行の部分と、それから令和8年4月1日施行の部分になってございます。第1条、第2条という形になってございますが、この部分につきましては、参考資料で少し箱書きにしておるような形で、年度を区切って施行するものがございます。それにつきましてはこの表現、この年度に当たっておるといふふうにご理解いただければと思います。</p> <p>それから、議案第4号、旅費に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の旅費、いわゆる旅費法の改正、これに伴うものでございまして、一番最終ページが参考資料でございますので、その前のページ、施行期日は令和7年4月1日としておりますのは、法の施行日に合わせたものでございます。</p> <p>以上が、追加の補足の説明でご理解いただければと思います。 以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>よろしいですか。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>それは、了解しました。</p> <p>今、説明があったときもちらっとおっしゃったけども、やっぱりページ数を書いておいてもらったほうが、今後の議論のときに何ページのここですという議論をするときに、一々皆さんに手間をかけてしまうので、予算のほうはちゃんと打たれてるわけだけど、ほかの議案についても、言ったらページ数あったほうが議論するときにしやすいなという気はします。これ実務的な話ですので、よろしく願いしておきたいと思っております。</p>

宮嶋委員長	松井さん。
松井事務局長	<p>ただいまのご意見を参考にいたしまして、次回以降という形での今回お願いとしたいと思いますが、善処させていただきます。 以上でございます。</p>
宮嶋委員長	<p>ほか、ございませんか。 そしたら今、佐々木副委員長から出た件につきましては、今後検討いただくということで、提案のとおり進めるということでご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議がありませんので、提案のとおりといたします。</p> <p>次に、議題の(2)議会運営申し送り事項等についてであります。 まずは、議会運営申し送り事項等の検討結果についてですが、この項目については資料を取りまとめて事前に配付させていただいております。検討結果の資料の説明を求めます。 武田さん、お願いします。</p>
武田書記長	<p>それでは、事前に配付をさせていただきました議会運営申し送り事項等検討結果(案)をご覧くださいようをお願いいたします。</p> <p>事前配付の資料に一部誤りがございました。5ページの下段、太枠による囲み部分の(令和5年11月24日 議会運営委員会)としておりますのが、令和5年8月21日の間違いでございます。申し訳ございませんでした。</p> <p>それでは、1ページから順次説明をさせていただきますので、1ページをよろしく願います。</p> <p>令和5年5月23日の議運におきまして、議会運営申し送り事項を説明した後、8項目の申し送り事項を基本として、関連する項目があれば、併せて検討することを決定いただいております。</p> <p>1ページ目、第1段落は、申し送り事項に記載のあった8項目となっております。</p> <p>2段落目は、申し送り事項8項目のうち、令和5年5月23日時点において一定の結論に至っておらず、検討を進めるものとして令和5年7月19日の議会運営委員会にて確認いただいた3項目を記載しております。</p> <p>3段落目の追加1から追加7までは、関連する項目として提案があったもので、令和5年7月19日の議運において、併せて整理を進めることを確認していただいたものでございます。</p>

武田書記長  
つづき

また、追加8につきましては、令和5年5月23日の全協におきまして提案され、今後の議運の中で議論していくことを確認していただいたものとなっております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

2ページ以降につきましては、細い実線による囲みは前回の議会運営委員会で協議いただいた内容などを、点線による囲みは現在の議会運営委員会で協議いただいた内容を、太枠による囲みは決定していただいた内容を記載しております。

傍聴規則の見直しにつきましては、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化と、会議規則第103条の改正を併せて協議いただきました。傍聴規則につきましては、議長決裁を経て、令和5年10月12日に全部改正していただき、会議規則の一部改正につきましては、令和5年第2回定例会に委員会発議し、可決していただいております。

次に、3ページをお願いいたします。

非常時における議会活動につきましては、多様性への対応も併せて協議いただき、合意に至った項目については4ページ太枠のとおり、木津川市精華町環境施設組合議会における災害対応要領として取りまとめていただき、議会運営申合せ事項と同様に引き継いでいくことを決定していただいたところでございます。

5ページをお願いいたします。

特別委員会の活用案につきましては、特別委員会を設置することについては意見の一致には至りませんでした。質疑をスムーズにかつ深めるため、資料の追加を求めることを決定していただきました。

なお、会議規則第54条第3項の削除につきましては、意見の一致には至りませんでした。第55条ただし書の適用については、常識の範囲内で進めていくことを確認していただいたところでございます。

6ページをお願いいたします。

元・伊藤議員の発言対応につきましては、議会運営委員会として意見の一致には至らなかったことから、ホームページなどで議会の立場などを表明しないことを確認していただきました。

7ページをお願いいたします。

議会のDXにつきましては、議会DXを目指すこととして、課題整理と組合構成市町議会が貸与しているタブレットを利用して、当組合議会の議案書などが閲覧できるよう進めることとし、まずは、市町議会に依頼することを決定していただきました。

8ページをお願いいたします。

議選監査委員の要否と議長空白期間の短縮につきましては、議長空白期間を短縮するために役員選出の順序を変更することや、議選監査委員を廃止することについては意見の一致に至りませんでしたので、現行どおりと決定していただきました。

なお、代表監査委員の本会議への出席と、議選監査委員を通じて議会意見を監査に反映させることについては、今後の検討課題とされたところでございます。

9ページをお願いいたします。

<p>武田書記長 つづき</p>	<p>議会の広報・広聴機能の整備につきましては、意見の一致に至りませんでしたので、現行どおりと決定していただきました。 以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ただいまの説明についてご意見等ございませんか。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>まず、この案自身は、いわゆるもうすぐというか、精華も任期切れがあるし、木津川市のほうも中間改選があるから、実質的に次の5月末か6月以降の今組合議会の次の議会に申し送るという意味で作られているという理解でまずよろしいでしょうか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>武田さん。</p>
<p>武田書記長</p>	<p>今回の件につきましては、前回申し送られていました項目につきまして、現在の議会運営委員会において協議をしていただいた結果、一応申し送りのあったうち、いわゆる結論に至っていなかった項目、また、追加された項目について、それぞれ一連の協議をしていただきましたので、当然その協議していただいた結果を取りまとめるという形でまとめさせていただいたものでございます。 以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>ちょっと幾つか気になることがあるんです。今、私たちがこれ読んでいる分には、あまり違和感を感じないんですよ。なぜかという、私らが関与してたから、関わってたからあまり違和感を感じないんだけど、これ、既に、今年の5月、6月以降の新しい組合議会構成になる、誰になるか分からないけども、その議員さんに申し送ることを前提としてるんであれば、その申し送りを受けた側の立場に立って読むと、分からないことが幾つか出てくるんです。要するに、正確に伝わらないということです。</p> <p>私らも、精華町議会もほぼ5月に任期切れを迎えるので、今、各委員会で次の選挙後の活動に対して今の到達点というか、今の各委員会の到達点だとか、どんなことをどんな論点で議論してきたとかいうのを整理し始めているところなんです。その中で、たまたま私が関わっている委員会をお願いしているのは次の要素なんです。</p> <p>1つは、当然のことながら、項目が書かれてるから分かるんだけど、項目ごとに、特に議運で検討してきたわけだから、なぜその項目</p>

佐々木  
副委員長  
つづき

が検討するに至ったか、背景や理由ですよ、いわゆる。なぜこれをこの2年間もしくは4年間に検討したかという背景や理由が1つ。それが分かるものと分からないものがあるんです、今回の案の中には。

2つ目には、検討するに当たって何を参考にしたのか。幾つか出てきましたね、どこかの雑誌の記事を読もうという話があったり、また、構成市町、木津川市、精華町の議会の運営の仕方とか、過去の経緯だとかいうのを参考にしたということがあったわけで、何を参考にして検討を進めてきたかという、何を参考したかというのが2つ目。

3つ目には、検討経緯です。若干書かれてるけども、要するに主な争点分からないんです。例えば幾つかの中に、合意が見いだせなかったみたいな記載があるじゃないですか。そのこと自身は事実だけでも、何と何が論点になって合意できなかったかというのが、いまいち分からないのが残ってます。全部とは言わないけど残っています。

4つ目には、このことを検討してきて、一部書かれているんですよ、どうということが結論に至ったのか、要は結論ですよ。この間検討して、こういうことが合意に至ったのでこういうことを変えましたとかいう結論、何が変わったのかを明記することですよ。

最後には、なおかつそれでも結論に至らないのがあるわけですよ、ここに書かれてるように。それはそれで次の議会のメンバーの皆さんに、検討するかどうか分からないけど、その人たちが。取りあえず申し送っていくという意味では、論点をはっきりしておかないと、なぜこれが合意に至らなかったのか。つまり、Aという考え方とBという考え方があって、そのAとBの間に隙間というか距離があったから合意できなかったわけですから、簡単に言えばね。じゃ、AとBは何なんだということを明記しておかないと、一番やっちゃあかんのが、次の議会の構成員が同じことを繰り返すことですよ。堂々巡りみたい、また一から、せっかく今まで検討してきた積み上げたものがあるのに、積み上げたものを全く無視して、知らなかったら、分からなかったらまた1年、2年、時間を要するわけじゃないけども、時代を遡って同じ議論を繰り返すのが一番怖い、やっちゃいかんことですよ。後に残す者としては、成果を残す者としてはやっちゃあかんことだと思ってるので、次の人たちが従来私たちが検討してきた到達点に立った上で、その上でもう一遍論点整理をするなり、また、次のステップのことを議論するなりというようなことをやらないと、それはやっぱり前向きなというか、課題にならないわけで。

だから、できたらそういう形式で整理しないと、別にこれがあかんと言ってるわけじゃないけども、いろんな意見があったのは分かるんです、確かにね。分かるんだけども、そのこと自身が一体どうなのというのが分からないし、例えば3ページにある非常時における議会活動の④のところの一番上の段の3つ書かれているじゃないですか。これって理由でも何でもありませんよ。いわゆる非常時における議会活動って何か想定しておく必要があるんじゃないですかと、何か起こった場合にね。それが議会だけじゃなしに、今の行政なりまたは各企業なりに求められていることでしょう。いわゆる一般的にいう業務継続

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>計画という、BCPと言われているものなんだけども、それ自身は想定外のことが起こるから、できるだけ想定外をなくしておこう、何か起こった場合に起こってから相談するんじゃないしに、起こる前にこういうことが起こったらこういうふうに対応するように決めておこうというのが業務継続計画なわけですよ、簡単に言えばね。</p> <p>その中で物すごく気になるのが、2つ目の中に「木津川市、精華町の地元で想定外の事が起こることも考えられます」、当たり前じゃないですか。非常時のことを議論してるんだから、そんなことは。だから、どうしようかという議論をしてるんですよ。だから、そこところはちょっと整理しておかないと、非常時のことを議論するのに想定外起こりますって、それは当然の話なんですよ。だから、想定外のことが起こった、日常業務にないことが起こった場合にどうするかということなので、そういった意味で論点をしっかり整理する必要があるだろうとは思っています。</p> <p>だから、合意点が見いだせなかったという表記については、結論はそうなんだけども、なぜそうなったのかというような記載が要るんじゃないかというふうに思っていますし、あと一つ、解釈が分かるような書き方はやめたほうがいいと思うんです。例えば、5ページの一番下にあるような「常識の範囲内で」と書いてあるわけでしょう。この常識というのも多分、ここにいる皆さん一致しないと思います。ばらばらだと思います。これは、要するに簡単に言えば、議長の議事整理の権限内なわけでしょう、いわゆるね。議論が、例えば簡単に言えば、よくあるというか、ここではあまりないかもしれないけども、逃げの答弁を繰り返すような首長がいるところでは3回制限とか、いろんな議会上の制約ルールについては、そのままでは議論が本来の議会の責務を果たせないよということで、議長が例えば3回ルールに関して言えば、4回目を認めるという話になるわけですから、それは常識の範囲というよりも、要するに議会の使命を果たすために必要なことではないかという観点ですね、常識じゃなくて。もちろんその判断基準は、一定議会の業界の常識の範囲ではありますよ。けども、ここで常識と書いちゃうと一般常識になってしまうので、一般常識ではないなという気はしているところなんです。</p> <p>だから、その辺も含めて後の人に分かるような、私たち今期の議会運営委員会が何のテーマで、どういう理由で、どんなことを検討してきた、それがどういうふう成果を結んで、結果何が残っているのかというのが分かるような状態にしておかないと、次の人が困るなというふうに思っているところです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか。今、佐々木さんから出た意見も含めて、このまとめについていかがですか。 山本さん。</p>

山本委員	<p>このまとめ、よく理解できます。この方針で、私はまとめでいいと思います。</p> <p>今、佐々木さんからいろいろ意見がございました。そういう考え方もあろうかとは思いますが、常識と一番最後のほうでおっしゃられましたが、そうです。常識は各一人一人、また各委員、各議員全てにとって常識の範囲は違います。それをひっくるめて一つ一つ個別にやりますと、一人一人の意見をまとめられませんので、一応総括的な意味で常識的という言葉を使うのは妥当ではないかと。一人一人意見が違うのは、これは前提です。</p>
宮嶋委員長	<p>じゃ、武田さん。</p>
武田書記長	<p>るるございました。その中で、5ページが一番下の常識の範囲なんですけども、基本的に太枠でまとめている部分につきましては、最後、委員長に取りまとめていただいた発言内容を記載したものとなっております。最終、委員長が8月21日の議運で、常識の範囲内ということで最後まとめていただきましたので、その言葉をこちらのほうに掲載をしているということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
宮嶋委員長	<p>山本さんの意見以外に、ほかはいいですか。 谷口さん。</p>
谷口委員	<p>これ私も、例えば3ページの4番、非常時における議会活動というところを見てるんですけども、点で3項目、意見が書かれているんですけども、これが誰の意見が書かれているのかなというのがちょっとよく分からない感じなんです。だから、この点で書かれている意見というのが一体、私の記憶にあるのは議会BCPというのをつくるべきという意見、私自身は何回も言っていた記憶があるんですけども、例えばその議会BCPをつくるべきだという意見が出ていたとか、そういうことがこの書き方からは出てこない。全然出てこないということで、何か作業の妨げになる、だから要らないみたいな、ちょっと本当によく分からない。</p> <p>だから、さっき佐々木さんが言われたように、非常時における議会活動というものをみんなで話し合った背景はこういうものがあって、こういう意見が出ていて、そして検討の結果、今こういう時点に立っていますというふうに書かないと、今後の課題はこれですというふうに書かないと、何かこれ誰が言ったのかもよく分からないし、決定事項なのか、出たいろんな意見を羅列しているのか、それが非常に分かりにくい。結論とか論点とかそういうふうに書かないと、これが一体まとめで出た結論なのか、割れてた意見なのかということも分かりに</p>

<p>谷口委員 つづき</p>	<p>くいので、何かちょっと整理し直す必要があるのかなと思いました。 以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>すみません。最初の説明の中で、この細線の実線については前回の 議会運営委員会で議論した中身と、点線の部分は今のこの議会運営委 員会で議論した部分と、そして、太い実線についてはまとめ、結論と してという話があったというふうに思いますが、丸数字の下にある小 さい点で書いてあるものが何を意味しているのかということについて は、ちょっと説明をいただけますでしょうか。</p>
<p>武田書記長</p>	<p>丸数字の下の点線のところについてであります。こちらにつきましては、 前回の議会運営委員会から申し送られた項目に記載のあったもの をそのまま転記しております。 5月の段階で皆様に配付をさせていただきました内容に記載をされ ていたもの、それを転記しております。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>谷口さん、取りあえずいいですか、それで。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>そうですね。確かに実線と点線と太線で分けているよというところ は分かるんですけども、やっぱり時系列というよりは、こんな課題 があって私たち2年間検討して、どうなったかというふうに時系列よ りもこういう課題があって、今この時点というふうに書いたほうが分 かりやすいんではというふうには思いました。 以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>もう一回聞きますけども、繰り返したくないけども、今の作業をし てる私たちが見る資料としては別にいいんです、さっきも言ったよう に。でも、さっき冒頭にお聞きしましたけども、これをメンバーが替 わるかもしれない、次のメンバーに託すときの書き方としてはおかし いよと言ってるんです。そこで今申し上げたんですよ、意味として。 だから、今、谷口さんがおっしゃってることと一緒になんですよ。こ の4番の非常時における議会活動に関して、なぜ提起されたか書かれ てないから、この3つは何で提起されたかの前提があって、前提の上 に立って、こういうどっちかという否定的な、消極的な意見が出た わけですね。それは事実ですよ。でも、これだと何でこれが提起され たかというのは全く分からない状態下にあるので、それは引継ぎ文書 という性格にするのであれば、それは書き方を再度整理して、さっき</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>私申し上げたような幾つかに分けて整理しておかないと、次の人は一体、これ読んでも。だから、次の人の立場に立って読むと、何が起こったの、ですよ。私自身は何遍も言ってるんですけど、議会BCPとかDXなんて、今の時代当たり前だと思ってるんですよ。当たり前だと、対応するのが。やってないほうがおかしいと思ってるけども、例えば追加のこの議会DXも、将来的な課題というような括弧書きで書いちゃったら、今の課題じゃないよと。もう将来考えたらいい、逆に言えば、今考えんでもいいという印象というか扱いになってしまってるわけけども、繰り返しますが、もう今の議会においてはこの2つは当たり前。当たり前に検討すべきテーマなので、もし今私が申し上げたような立場と同じ人が来たら、これ読んで何やってんだと、この時代にとまりますよ。そういう否定的なことをやらずに、ちゃんとやったことを明確に引き継ぐということの作業をしないと、将来の人に不正確に伝わってしまうのは避けなきゃならんということを申し上げているわけで、別にうそを書いていると言ってるわけじゃないですよ。そういうふうに整理をしてくださいと言ってるだけの話。</p> <p>だから、先ほど書記長が言われたように、5ページの常識の範囲も、委員長がまとめた範囲はこれでいいんですよ。それは私たちはここにいたから、議論を知ってるから、その経緯を。それはそれでいいんですよ。いいけども、それがイコール次の人が読む文書かといったら、それは違うよと言ってるだけの話です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>武田さん。</p>
<p>武田書記長</p>	<p>今回まとめさせていただいたものにつきましては、この間、今の委員さんで議論をしていただいたその中身を取りまとめたものという前提で案の作成をしております。</p> <p>なお、今ございましたこの項目を次の委員さんに申し送るかどうかということにつきましては、また別途、委員会のほうで議論をしていただきたいというふうに考えております。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>まず1つは、これまでの申し送り事項の検討結果として、今日案を出していただいておりますが、これを5月以降の臨時議会等で申し送り事項として確認するかどうかと。佐々木さんから、申し送るんであれば不十分さがありますよという指摘があったわけですけども、それについてまず確認をしておきたいと思いますが。</p> <p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>前回の議運でも私、意見として述べましたが、申し送りという意味合いですね。次の新しい議員に対して強制力を持たせて、これを申し送り事項を検討しなければいけないというような形では、私は駄目だ</p>

<p>山本委員 つづき</p>	<p>と思います。一番基本は、今までどういう議論が行われたというのは議事録を見て、そして、それを基に次の新しい議員が参考にされるとというのが大原則です。</p> <p>その中で、いろいろこんながあったというのをある程度、私たち今の議運で話し合った内容を太い実線でまとめておられますので、これを、申し送りというのは、こういうことはまとめとしてありましたという事実として示すというのは私はいいいと思います。ただ、これを申し送り事項を次の新しい議員に拘束性を持たせるというのは、私はそのような考えは少し反対するような意見、私の考えですね。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>議事整理ください。誰も強制するなんて言ってませんよ。だから、強制するかどうかは今の論点じゃないでしょう。今提起されているのは、私たちがやってた活動を次のところに申し送るかどうか。強制するなんて一言も言ってません。やってきた事実と整理したことを明示するかどうかの話ですよ、それは。私はすべきだと思います。強制力なんて、基本的に申し送りに強制力はありませんから、何たって。前例として、参考として聞くだけであって、それ、やれというのは誰も言う義務はないし、どの世界でもないですよ。強制力を持たせることについては、そこまでは要らないと思ってますが、ただ、次のメンバーの方々が相談、協議する上で必要な情報だと思ってます。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>山本さん、いかがでしょう。よろしいですか、今ので。 山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>先ほども言いましたが、申し送りという言葉の中にはいろいろ理解があります。その中の一つとして、強制という意味合いで取られる方もおられるというので、申し送りという言葉についてはどうかなという意見です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>今問われているのは、私たちがやってる活動を次のところに引き継ぐかどうかということ問われてるだけであって、次の人に押しつけるようなことは誰も言ってません。山本委員が申し送りという言葉に強制力があるというふうにおっしゃるんだったら、私はないと思うけども、おっしゃるんだったら何という言葉を使ったらいいんですか。</p>

宮嶋委員長	山本さん。
山本委員	これは皆さん考えていただいたらいいですが。
佐々木 副委員長	自分の意見を言ってください。
山本委員	私が発言しております。途中で止めないでください。 これは、皆さん申し送りについての意味合いの理解はいろいろあると思いますが、私の申し送りの中にはそういう強制というような意味合いも含まれてるという考えがありますので、申し送りという言葉ではなく、こういうことがあったという事実を示すという形で。
佐々木 副委員長	申し送りや。
山本委員	私が話しているところで、途中で意見を言わないでください。 私の、先ほども言いました、申し送りの中にはいろいろ理解があります。その理解の中で強制という部分も、私の意見としてはあるのではないかと、そういう意味合いで言ってます。何も皆さんが強制というのがあるとか、そのようなことは言ってません。
宮嶋委員長	ほかの皆さんは。 まず、松田さん。
松田委員	すごく、事務局、まとめていただいたというふうに思っております。ただ、今問題になっております申し送り事項という言葉が妥当かどうかということでもありますけども、なかなかほかに、精華町議会でも各委員会の今申し送り事項ということで論点整理をしつつ、この間の委員会の中ではこういうことをしてきましたと、今問題になっていることはこういうことかというようなことを記して、次回以降の委員会の皆さんに、言うたらお願いですね。お知らせというか、お願いというか、そういった意味合いの文書だろうというふうに思っておりますし、新しく委員さんになられた方も過去の経過が分からないで一から議論をするということは、大変困難だろうというふうに思いますので、申し送りという言葉に強制力があるのかどうかというようなことは、私は議論の論外だろうというふうに思いますし、当たり前にならわれているこの言葉の中で、新しい委員の方が取捨選択されて、ま

<p>松田委員 つづき</p>	<p>た、再度議論していただくと、そのための参考資料ということで認識していただいたらいいんじゃないかなというふうに思っておりますので、今議論になってます申し送りについては、そういう言葉で妥当ではないかというふうに思っています。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>山本さん、何でこの期に及んでそういう話になるか分からないんだけど、少なくとも今までこの議会運営委員会で毎回テーマになったのは、議会申し送り、つまり前の2年で検討したことから申し送られたものを今の私たちは検討してきたわけですよ。その段階で既に約2年前に申し送りという言葉を使われているわけですよ。その段階で、前の人やったから、絶対この前の2年間でやったことを強制的にやらなあかんとは誰も思っていないし、私も思っていないし、そんなことを思ってるの誰もいないと思いますよ。</p> <p>だから、今もうまとめの段階に入っているわけだから、そういう話、もし山本さんが言いたいんだったら、この申し送り事項の冒頭のががみの部分に、別に強制はしないが、前の2年ないし4年の議会ではこんなことを検討したことをまとめたものですよというふうに書いてくれとおっしゃったらいいんですよ。そうおっしゃったら話は簡単にまとまるんですよ。それとも、申し送りに反対だったら話は別ですよ。引き継ぐ案、言葉は何でもいいけども、次の人にやってきたことを資料として提供することが駄目だっておっしゃるんだったら、もうそうおっしゃってもらって結構だけでも、今やってる作業は、次の人にどうするかというのが論点なわけだから、それはやりましょうと。その上での留意点があるんだったらおっしゃってもらったらいいけども、強制力があるから駄目だという話をされると、まとまる話もまとまらないじゃないですか。もうちょっと常識、それこそ常識的な発言してください。よろしくお願いします。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>このまとめの結果をするに当たって、一言冒頭にそういう趣旨を書いてはどうかと。そして、5月以降の臨時議会の新しいメンバーにそれは提示するというようなことですが、それでよろしいですか。</p> <p>(結構ですの声)</p> <p>はい、分かりました。じゃ、そういうことです。</p> <p>ということの上で、佐々木さんから幾つかの点で足してはどうかという意見がありました。それについてはどういうふうな対応をさせていただいたらよろしいですか。要するに、具体的に委員の皆さんのと</p>

宮嶋委員長 つづき	ころで、こういう文章を書き加えろというような修正ですね。そういうものが具体的に必要であれば。
佐々木 副委員長	ちょっと論点が違いますよ。
宮嶋委員長	でも、佐々木さんが言うたのは、検討の背景、理由は何やったとか、参考にしたものは何かとかいうことを言われたんやから、それをここに書き入れようと思ったら、その具体的文章が必要になってきますやん。
佐々木 副委員長	必要ですね、それは。
宮嶋委員長	<p>だから、それを佐々木さんの思いのところと事務の思いのところともまた違うだろうし、委員皆さんのところも、少しどこまでの範囲かということが当然あるだろうから、事務一任ということであれば事務一任で、佐々木さんの提案をするということでもいいですけども、いや、具体的にそれぞれ委員のところこういう文章を書き加えるべきではないかという修正案があるならば、それを今日は議論を十分できませんから、いついつまでに出してもらって、いついつの議運で最終決定するというような運びになっていこうかと思うんですが、その点で、佐々木さんやほかの皆さんから出たご意見を含めて、事務一任とするのか、それとも委員の皆さんのところで修正案を出していただくのか、ちょっとそのあたり、最後諮っていききたいなと思います。</p> <p>谷口さん。</p>
谷口委員	<p>私、佐々木さんが提案されたように分かりやすく、この検討の背景や理由とか、そういうふうにとめるのは賛成なんです。ただ、その作業を私たちがやるというのはちょっと大変過ぎるかなという感じで、資料もたくさんありますので、その整理はやっぱり事務にしたいところなんです。</p> <p>さっき4つ言われてた、最初はその検討の背景や理由、検討に当たって何を参考資料としたか、検討の経緯を示す。そのときに争点をはっきり分かりやすく、賛成意見、反対意見、こういうふうに主に分かれてましたということで、最終的に今こういう結論ですという、今後の課題というところで項目ごとにまとめ直してもらおうと、初めて見た人も分かりよいものになるのかなというのを思いました。</p> <p>以上です。</p>

宮嶋委員長	ほか、いかがですか。 事務局長。
松井事務局長	<p>私、前回のこの議会の申し送りの際に、議会の事務のほうも担当しておりましたので、ちょっと当時の経過も含めて改めてご説明をさせていただきますが、本日このご提案されているこの資料につきましては、前回の議会からこちらへ申し送りされたときの当時の事務局が作った資料をベースに作成されたものでございます。</p> <p>当時は事務局でこういうものを作成して、次にどう持っていくかというときに、恐らく本日、先ほど副委員長からいただいたような、ここまでのものという内容はともかく、このようないわゆるこれだけでは十分ではないというご意見もあって、当時はそれに各委員さんからそれぞれの思いのあるものがあればご提出をいただいて、それをちょっと時間的なこともあってミックスできなかったもので、3つの資料を申し送りとして、各委員からそれぞれのご意見をいただいたものと事務局が事務的にまとめたもの、その3つを申し送りとして今回、冒頭に、一番最初に皆様にご提示をさせていただいて、ご議論いただいたという経過がまず入り口にあったと思います。</p> <p>その上で、今回本日ここにあるものは、当時事務局が事務的に作成したもので、先ほどご意見もありましたが、この上の線の部分ですね、細線の部分、これは当時の事務局、私どもがこれを作って今引き継がれたものですので、それに下に追記してるという形になります。</p> <p>例えば、先ほど点で書いてある発言者が分からないとかいう部分につきましては、私どもとしたら、当然議事録を追いかけてますので、議事録を見ていただいたら、どなたが発言されたもので、もっと細かい、いわゆる発言された正味の文章がそこにありますので、それをちょっとご確認もいただけるのかなというような話もあって、それを今日出されてると思います。</p> <p>ですので、先ほど副委員長からあったように、この背景が分からないとかいう部分は、当時は私ども事務局では、この上にその背景などを作り切ることもできずに申し送ったもので、今回作るときには、それを以前の分を今の事務が書き直すというのは、恐らくそれはやめておこうという判断で追記をしたという、今、体裁のものになっているかと思っております。</p> <p>ですので、これを先ほどおっしゃっていただいたようなご意見とかも含めて入れるとなれば、ちょっと今回、今、事務が用意したものはそういう背景で作ったものですので、もう一度刷新したものを作るか、あるいは先ほど谷口委員がおっしゃられた、それを事務のほうで何かしら作り変えるとなると、事務としてもある程度の方針は決めていただかないと、スタイルすらちょっと決まっていけないということにもなってくるのかなと思いますので、改めて前回の話でございしますが、補足のご説明とさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>

宮嶋委員長	いかがでしょうか。 谷川さん。
谷川委員	先ほど松田委員がおっしゃったように、資料として次の新委員さんのほうに参考資料という形で申し送って、私はそれでいいと思います。あまり細かいところまで入れるんじゃないで、事務さんの場合ずっとここにおられるんだから、この役員さんの中でも少しは残られるかも分からないし、そういうのを含めて、分からなかったらそのときに新委員さんが事務のほうに聞いたらいいい話で、その細かい詳細云々までは要らないと違うかなと私は思っております。あくまでも参考資料として次の方にお渡しするというのが、私の考えでございます。以上です。
宮嶋委員長	山本さん。
山本委員	結構です。参考資料として、このようなことが話し合われたというのを次の新しい議員に示していただくというのは、それがいいんじゃないかと思えます。
宮嶋委員長	佐々木さん、いかがですか。
佐々木副委員長	いや、このまま送るんやったら、私は同意しません。以上です。これでいいというんだったら同意できない。さっきも申し上げたとおりです、理由は。無責任だということです。我々が無責任に次の人に申し送るなんてことは、やってはならないです、常識的に。
宮嶋委員長	先ほど事務局長からも、もしこれを直すのであれば、具体的なものをもう少し示してもらわないと、事務としてはそれはできないということであれば、委員のほうから具体的な修正案というか、出す必要があるかなというふうに思うんですが、どういう作業をさせてもうたらよろしいですか。 修正案というか、具体的にここにこういう文章を差し込むとか、この言葉を入れるとかということになるかと思うんだけど、佐々木さんが指摘をされた4点を基に、それぞれ意見があるとするれば委員のほうで言葉を足す。そういうものを次の12日が本会議、定例会ですけど、その後に設定するか、または12日以降にそれを設定して確認するか。その間に、こういう文章を入れてはどうかという提案をそれぞれがしたもの、事務のほうでまとめてもらって事前に配付をしていただいて、議会運営委員会で最終確認するというような手順になっ

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>てこようかなというふうに思うんですが、12日以降ということになりますと、それぞれの一部事務組合議会定例会、委員会等があるので、なかなか日程はタイトな部分になってくるかと思うんですが。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>ちょっと論点違うと思うんですよ。私が申し上げたのは、新たな論点なり提案をしてくれと言ってるわけじゃないですよ。つまり今、検討したこと以外に、こんなこともあんなことも次に申し送らなあかんじゃないかということ、新たに提案を求めているというわけでも何でもないです。ごく簡単に言えば、さっきの話、従来のこの議運の会議録を読み込めば全部書いてあることですよ。つまり、整理をしてくれと言ってるだけなんですよ、私は。 要するに過去の事実関係をさっき幾つか、4点、5点申し上げたけども、そういう項目別に分けて、整理の作業が要るんじゃないかと言っただけであって、従来みたいに皆さんに新論点をとかいうことを求めているわけでも何でもないの、それはかなり実務的な話ですよ。政策的な論議ではないですけども。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>例えば、傍聴規則の見直しというこのテーマについて、私はさっき佐々木さんが提案されていた4つのポイントというか、それでまとめるのが分かりやすいんじゃないかなと思うので、そのイメージで。例えば、この傍聴規則の見直しの部分を私がまとめてみて、こんな感じでどうでしょうというふうに提示すれば、事務の方に伝わりやすいんじゃないか、また、皆さんとも共有して、こんな形式というか書式にしたらもっと分かりやすくなるんじゃないかという話ができるかなというのは今思いました。その全部を一遍にやるというのはちょっと私も不可能なんですけど、この傍聴規則の見直しだけについて、私なりに大体ざっくりですけど、こんな感じに整理したら、初めて見る方にも伝わりやすいんじゃないかという提案は、私もそれぐらいならできると思うので、そのようにさせてもらったらいいですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>すみません。傍聴規則については、一番下の太線のところにあるように、もう全部改正してます。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>いや、それは分かっているんですよ。サンプルとして。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>だから、それを全部改正したものがあるわけで、それ自身を何でこ</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>うなったかという議論が必要かと言われたら、もう全部改正してるわけやから、それに基づいてやれば済む話じゃないですか。 谷口さん、どうぞ。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>そういう意味じゃなくて、だから、どういうスタイルにしたらいいのかがよく分からないというふうに松井さんも言われていて、だからこういう形にしてほしいんだよというのを可視化するために、例えば、もう議論は済んでいるんですけども、この傍聴規則の見直しについて1回サンプル的にまとめてみて、こんな感じでどうでしょうというふうに私が提示することで、みんなでそれをたたき台にして話し合えるのかなという意見でした。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>ただいまのご意見、イメージはそうだと思います。ただ、私、2年前、当時幾つかこういう手をつけましたけども、当時の経験からいきますと、それをここでお願いをして複数の委員さんから提案があった場合は、まず、それを取りまとめるのを事務局でちょっと判断がしかねると。先ほどちょっとおっしゃった、記入例みたいなもの、いわゆるフォーマットがあれば、そこに当て込むのは我々できます。当て込む際に、先ほどあったように事実はありますので、こういうことが足りないというご指摘があれば、それを入れ込むことができます。</p> <p>その判断がまだ、今日、事務の案としてこれご提案されてると思うんですけども、現時点で事務で前回のものを踏襲して作ったらこのようになりますというのは今日ご提案させていただいておって、その上でスタイルをこういうふうにせえ、あるいはいわゆる先ほどありました論点であるとか背景であるとか、この部分が事実のところから足りないということであれば、そういう部分がある程度方針が固まれば、それに沿った作業は何とか時間の許す限りできるんですけども、それらを事務に幾つかの案をいただいて、そこからどれを採用するか整理とかおっしゃっていただくと、ちょっと時間的余裕が。議運を開催していただく時間が、先ほど委員長からもありましたように、あともう限られてきましたので、やはりここでお決めいただく。事務だけの判断でなかなかいかない部分というのがあろうかと思っておりますので、それらも含めて、先ほど言っていたようなことが、今日の時点でこういう方針でいこうということまでお示しいただけたら、ある程度事務は、事務という部分ではさせていただけるのかなというイメージでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さんからは事務的な作業だということがありましたけども、</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>ただそれだけ進むのかということで、今、事務局長からも発言がありましたけど、どうでしょうか。皆さんのほうで何かもう少し具体的なものをお示しいただくということができますか。 松田さん。</p>
<p>松田委員</p>	<p>もう先ほど冒頭に、佐々木さんのほうから4点提案があったわけですが、その4点について、事務も丸投げされたらお困りだろうというふうに思いますので、必要な論点ですね。どういう項目を加えたらいいのかということ、まずこの中で話していただいて、そこで一致したものだけを事務にお願いをして、事務で議事録を繰っていただいて、整理をしていただくというのが今の段階では一番やりやすいというふうには思います。 以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ちょっと1時間ほどたってますので、ここで議題の途中ですけども一旦休憩して、今の松田さんや佐々木さん、谷口さんからいただいたものをちょっと整理させていただいた上で進めたいと思いますので、ちょっと休憩させていただきます。まず、トイレ等がありましたら行っていただくということで、休憩させていただきます。 (10:36) 《暫時休憩》 (10:46) 休憩前に引き続いて再開をいたします。 先ほどの議論を受け、書記長のほうから少し発言いただけますか。</p>
<p>武田書記長</p>	<p>ただいまいただきました意見を参考に、今回提案させていただいております検討結果(案)については、これはそのまま使用するというので、その上に1枚紙を追加したいというふうに思います。 その中には、それぞれの項目の背景やこれを議論した理由、それと何を参考として議論してきたんだという、どういう資料を提示したかという資料、それと検討の経緯、できるだけ争点は何で、何と何が議論されてきたのかといったような項目、それと何が合意して、合意できなかった項目については何だったんだというところ、その4点を記載した紙をこの上につけるという形で整理をさせていただきたいというふうに考えております。 以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今、武田さんのほうから、こういう形で整理したいという発言がありましたけれども、それでよろしいですか。 山本さん。</p>

山本委員	<p>今の書記長からの提案、それでいいとは思いますが、ちょっと一つだけ確認したいと思うんですが、例えば書式、このまま今案としていただいているこの案、例えば3ページの破線で結ばれた括弧の中で、破線の一番上が追加項目、多様性への対応と書いていますね。その次の段落、令和5年11月24日議運、これ以降は、この新しい私たちの議運で話し合った内容ですね。これについてはもう動かさないという理解でいいんですか。この中にいろいろ理由とかも入っているんですけども、重複して新たな1枚に付け加えるという判断でいいんですかね。そこら辺ちょっと確認だけお願いしたいと思います。</p>
宮嶋委員長	<p>先ほど佐々木さんからあったのは、これは時系列でということやったけれども、4つの項目については別途にということで、書記長のほうから別途に付け加えるという話があったんで、それはそれでいいんじゃないかというふうに思うんですけど。</p>
山本委員	<p>重複する部分はないという理解で。</p>
宮嶋委員長	<p>いや、だから仮にそれは重複する部分があっても、それはさして問題はないんじゃないかというふうに理解しますけれども。</p>
山本委員	<p>それを確認したかっただけです。はい、結構です。</p>
宮嶋委員長	<p>それで、すみません、12日に定例会ですが、定例会が終わった後に議運をやって、それを最終確認するというでいいのか、それ以外に日を取るのか。そうなりますと、当日またこれを見ても十分読み込めないじゃないかという意見もあったりすると、それまでに出してもらおうということになると、かなり11日が休みだったりしますので、そうすると作業、事務のほうに一任するというであったとしても、かなりタイトかなというふうに思うんですが、そこまず、日程的なことでどうですかね。</p> <p>武田さん。</p>
武田書記長	<p>先ほど委員長からございましたように、3月議会がもう迫ってきておるとい現状もございますので、先ほどいただいた内容、現在お示ししております検討結果、これをこのまま使うと、その上につけるといことですので、それまでに、次の本会議までには作成したいなというふうに考えておりますので、ちょっと事前に配付というわけにはいかないんですけども、簡単な内容でありましたら間に合うかなというふうに思っていますので、そこは作って、当日配付させていただきます。</p>

<p>武田書記長 つづき</p>	<p>いて説明をさせていただくという形で、取扱いしていただければいかがかなというふうに考えております。 以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>当日、午前中か午後にまたがるか分かりませんが、まず、定例会があつて、それ終了後、議会運営委員会をやる。だから、当日の朝には出来上がっているという理解で、定例会後の議会運営委員会で最終確認するという、それでよろしいですか。</p> <p>(はい、結構ですの声)</p> <p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>結構ですけれども、これだけそのDXの議論してきたから、今回便宜的にもし事務が全員のメールアドレスを把握しているのであれば、従来はペーパーにして各市町の事務局に持ってきてもらったわけけれども、迅速性ということを考えた場合に、例えば10日の月曜日だとかの夕方にできるのであれば、それがあれば、もうその段階で送ってもらえれば、正式なものは当日もらうとしても、議運、この会議の時間短縮にはつながると思いますよ、それは。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今、佐々木さんからそういう月曜日の5時ぐらいまでに、それぞれのメールアドレスに添付して送ってもらえるかどうかということがありましたが、どうですかね、それは可能ですかね。</p>
<p>武田書記長</p>	<p>はい、約束はできないんですけれども、頑張らせていただきます。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>日付は別に指定していません、私。だから事前にということで。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>だけれども勤務時間との関係で言えば、10日の5時頃がもう最終リミットで、11日が丸々お休みになりますので、12日が定例会ということになりますので、そういう理解になりますが、まあ努力するということで。 皆さんそういう、自分のメールアドレス。</p>
<p>森田議長</p>	<p>それは議会のということですね。</p>

<p>佐々木 副委員長</p>	<p>だけど、皆さん、名簿で出していますよね、ホームページに。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>あるんでしたかね。</p> <p>(はいの声)</p> <p>ほんならもう改めてメールアドレス確認する必要はないですかね。 じゃ、そういう方向で、この件に関してはさせていただくということ でよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>じゃ、そういうことで進めさせていただきます。 はい、議長。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ちょっとすみません、12日の終わった後はあるんですね。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>だから、それは最後、日程確認しなあかんのですけれども、12日 の定例会終了後、その時点で昼食休憩を挟むのかどうなのかは、それ を見てみないと分かりませんが、その後に議会運営委員会を開 かせていただくということで、残っている案件についての確認をさせ てもらおうということよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>じゃ、そうさせていただきますのでよろしく願いいたします。</p> <p>次に、議題の(3)その他についてであります。 議会運営申し合わせ事項についてであります。前回の議会運営委 員会におきまして、議会事務職員が配置されたことを受け、表現につ いて修正し、本日の議会運営委員会におきまして確認していただくこ ととし、改正案については事前に配付させていただいております。 改正案につきまして説明を求めます。 書記長。</p>
<p>武田書記長</p>	<p>それでは、事前に配付させていただきました議会運営申し合わせ事 項(案)をご覧くださいよう願いをいたします。議会事務職員 が配置されたことを受けまして、表現について修正を求められるの は、5番の一般質問の項目でありまして、改正案につきましては下線 つき太字にて示しております。</p>

<p>武田書記長 つづき</p>	<p>(1)におきましては「事務局」としていたものを、(3)におきましては「組合事務局」としていたものを、(7)におきましては「事務局職員」としていたものを、(10)におきましては、「組合事務局」としていたものを、それぞれ「議会の職員」に置き換えたものでございます。 以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ただいまの説明につきまして、ご意見等ございますか。 佐々木さん</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>この前の改正に関する書換えは別にいいんですが、この申合せ事項自身の実効性についてどうなのかというのは、やっぱり再確認要るような気がするんです。 ただ、私も逐一見ているわけじゃないので、例えば6の請願の(1)というのはこれ実行されているんですか、請願締切日の告知というのは。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>武田さん。</p>
<p>武田書記長</p>	<p>請願の案内と議運の開催日につきましては、ホームページのほうで示させていただいております。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>それは知っているんです。知っているんだけど、ホームページに書くべきことというのは、今回で言えば議会運営委員会の前の日の正午だから、令和7年2月4日の正午までに請願を出す方は出してくださいということが書かれていますか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>武田さん。</p>
<p>武田書記長</p>	<p>その項目については、記載がないものというふうに認識をしております。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>

<p>佐々木 副委員長</p>	<p>要するに別に責めているわけじゃないけれども、私らはこの申合せを知っているから私らは理解できるけれども、申合せ自身は一般住民に周知されていないわけだから、その人が読み解いて、今回の場合は昨日4日の正午までなんて誰も知らないわけですよ、そんなことは。</p> <p>だから、いや、もうできないんだったらやめればいいと思うんだけど、申合せに書かれている以上、それは実行することが大原則なわけですので、その辺は要するにこの申合せの実効性とか有効性というのは、これどこかで検証しないと、絵に描いた餅になっちゃうんじゃないかという気はしているところです。</p> <p>もう一個言えば、例えば8の研修にあるような、(1)の3行目、「管理者は」という文があるけれども、これってほとんど提供されたことないですよ。私が知っている範囲では、例えばほんまに異常事態が起こった場合、多分奈良の処理場にちょっと不具合が起こって、1か月間ぐらいうちで一部受けているみたいな、いわゆる日常ではないような事態が起こった場合というのは、確かにお知らせもらったことはあるんだけど、それ以外の通常業務の関連情報というのは提供されたことないですよ。</p> <p>例えば時々私、予算、決算のときは見てるけども、ここの施設のいわゆる測定値がありますよね、幾つか。測定値、定期的に測ってもらっているんだけど、それはホームページで公表されているけれども、それ自身はお知らせいただいたことは多分一回もない。議案審議のときに出したことがあるけれども、定期的に提供してもらっていることはないし、少なくとも定期的に例えば12月分の検査結果を1月15日に公表するとした場合に、15日前後に12月分の結果をホームページにアップしているから、関心ある方は見てくださいというのを一報いただければ、それはそういう方法でもいいと思うんだけど、そういったこともないので、いわゆる有名無実になっている条項が存在しているんじゃないかという懸念がありますので、そこは改めて認識をしてもらおうということがないと申合せが死んじゃうということだと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほかいかがですか。 山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>8のその他の議会活動、研修の(1)の文章なんですけど、これの1行目、最後のほう、「多様な研修の機会を設ける」とあります。この多様なという言葉在省いていただければと思います。</p> <p>なぜかといいますと、先ほどの申し送り事項のことで言いました。言葉の理解というのがあまりにも一人一人違います。この多様なという言葉がつかますと、この事務組合の主目的から少し外れるような可能性がありました。例えば前回行きましたときにごみの減量化とか、そこまで何か各議員が報告内容に書いておられましたが、そうい</p>

山本委員 つづき	<p>うように多様という言葉をつけますと、この本来の事務事業から逸脱する可能性が大変あるという危惧を、懸念を抱いております。</p> <p>だから、この多様という言葉は外されたほうが、よりの確ではないかという意見を持っております。</p>
宮嶋委員長	<p>ただ、今日はこの前の議会の職員という部分で確認したので、それに対応する修正であって、ごめんなさい、申合せ事項そのものの全体の検討ということではないので、そこはご理解いただいて、もしこれの申合せ事項の検討が必要ならば、それはまた別途、今、山本さんから多様という言葉は削除してはどうかとか、それから、佐々木さんから出た、書いてあるけれども、その実際はどうなのかという確認は、また別途これやらないとあきませんので、そここのところはご理解をいただきたいんです。</p> <p>山本さん。</p>
山本委員	<p>そういたしますと、この議会運営申し合わせ事項（案）ですが、先ほど言いました8のこの項目、この文章は委員長もある程度目を通されて案を提出したという理解でよろしいですか。</p>
宮嶋委員長	<p>この頭のところに令和6年7月12日、議会運営委員会決定とある文書なんですよ、これ。だからこれはもう決定した文書です。</p> <p>それに加えて修正を加えなあかんというので、議会の職員という部分を加えた、だから、それで確認、今日いただければ、今日令和7年2月5日というふうにした日付が入ることなので、今まで確認してきたことを変えるというのであれば、ちょっとそれは一からの議論になってしまうのではないですかね。ちょっとそこはご理解いただきたいんですが。</p>
山本委員	<p>はい、理解いたしました。</p>
宮嶋委員長	<p>佐々木さんが言われた実効性ということについては、我々自身も申合せ事項を十分理解して、それをやるということですし、事務のほうでも、この申合せ事項に応じて必要なことは対応いただくということで、それはお互い確認できることではないかなというふうに思うんですが、それはよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>じゃ、申合せ事項のとおり、我々も事務のほうも進めていくということとしたいんですが、その上で今日の語句の修正、これはこれでよ</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>ろしいですかね。</p> <p>(はいの声)</p> <p>では、「議会の職員」という言葉に換えるということで、今日確認をいたしましたのでよろしく願いいたします。</p> <p>では、次に、次第の3、その他についてであります。</p> <p>まず初めに、木津川市精華町環境施設組合議会における災害時対応要領につきましては、前回の議会運営委員会にて決定いただき、事前に配付させていただいております。</p> <p>その上で、この間の取組状況の報告を求めます。</p> <p>まず、最初に資料を配っていただきます。</p> <p>(資料配付)</p> <p>そしたら、武田さん、お願いいたします。</p>
<p>武田書記長</p>	<p>災害時対応要領を決定していただきました際のご意見も踏まえ、この間取り組んでまいりました内容等につきましてご報告いたします。</p> <p>まず、組合構成市町議会の施設利用につきましては、市町の議会事務局に確認いたしましたところ、木津川市議会事務局は、特に依頼文などは必要なく利用時の連絡調整でよいとのことでした。</p> <p>精華町議会事務局は、依頼文を提出していただきたいとのことでしたので、議長決裁を経て1月17日付で、ただいま配付させていただきました依頼文を提出したところで、精華町議会事務局からは、必要時にはできる協力をさせていただくとの連絡をいただいております。</p> <p>次に、市町議会共に施設の利用が困難な場合における近隣の公共施設の利用に向けた対応についてであります。大規模災害時における公共施設の被災状況を見極める必要があることや、多くの公共施設が新たに避難所として指定されることも想定されることなどを踏まえ、必要時に構成市町の環境衛生担当課に公共施設の被災状況や避難所としての利用状況などの確認を依頼し、使用料なども勘案しながら決定することが現実的であると考え、1月24日開催の担当課長会議において協力依頼をいたしました。</p> <p>並行いたしまして、組合構成市町の公共施設や避難所の指定状況などにつきましても、資料を収集し整理を進めているところでございます。</p> <p>なお、施設の使用料や減免措置につきましては、施設などによって異なる状況となっております。</p> <p>以上でございます。</p>

<p>宮嶋委員長</p>	<p>ただいま、文書を配っていただいて報告をいただきましたが、これについてご意見等ございますか。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>意見というか、ちょっとよく分からないけれども、2つのテーマで、タブレットの問題とそれから非常時の議場、代替施設の話がありましたよね。その到達点は結局、これを見る限りでは、木津川市議会さんは、別に依頼もなく使ってもらって結構だよという話だったと思うんだけど、それってあまりにも、何というか、ずさん過ぎないですかという。一応法人格も別ですよ、木津川市とここは。だからよくあるじゃないですか。例えば何かに応募するときに、応募はただだけれども、それにかかった通信費とかそんなのは応募者持ちだよというような話がありますよね。だから、今後はそういうことも詰めていかなあかん話になると思うんですよ、そこは。</p> <p>だから、そういったことも含めて協定なのか契約なのかという形態はともかくとしても、何らかの文書上のやり取りをしておいて、後々、今年度いる人同士は別に問題起こらんとするけれども、さっきのような議論と一緒に、5年後、10年後、人事異動があつて、木津川市議会の議長さんも違うし事務局員さんも代わりますね、普通は。そのときにトラブルが起こりますよ、何もないというのは。だからトラブルの原因はできるだけ、想定内のトラブルは排除しておく必要があるんで、やっぱりそれは今すぐどうのこうのと言ってるわけじゃないです、だから相談して、3者で、木津川市、精華町、それからうちで相談してもらって、どんなルールに、共通ルールどうしようというようなことも踏まえて、ちゃんとそれは3者協定的な、または2者でもいいけれども、ものをそろえておかなかつたら、まずいというふうにならず思います。</p> <p>その次に到達状況だけれども、精華町からも議長からも利用について、もうちょっと詳しくというか、決めてほしいみたいな話があると思うんで、だから到達状況ちょっと確認をさせてもらいたいのと。</p> <p>最後にちょっと代替施設に関しては、その施設によるという話、今の現の規約からいくとそうだと思うんだけど、私がこの間ずっと申し上げているのは、議会BCPで各市町のBCPも多分あると思うんですよ。その中で、例えば避難所との関連も出てくる可能性もありますよね、何かあった場合。災害時の場合の市民の避難所との関係を想定した場合に、一体どこがどう使えるのかということも想定をした上で、その上で一定想定が進んだ段階では、例えば市町で、木津川市、精華町で持っている恐らくその各施設の設置条例なり、または管理規則みたいなものがあると思うんだけど、その中に恐らく大体どこにも市長、町長がという条項、普通入っているじゃないですか。その市長、町長の特例権限みたいな条項の中の解釈、もしくは明記として明文規定として、いわゆる市町が関連する事務組合なり広域なり、そういったところの活動についても、市長、町長の特例権限という</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>か、特例措置の対象にするみたいなことを確認しておけば、大きな問題は起こらないわけなんで、つまり言いたいのは、今のメンバーじゃなしに、将来のメンバーも同じような解釈ができるような土台を作っておかないと、それを今サボるとボタンの掛け違いが発生しますので、そこは慎重にお願いしたいなと思っているところなんですけど、どうなんでしょうか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>武田さん。</p>
<p>武田書記長</p>	<p>まず、DXの関連につきましては、ちょっと後ほどまた説明させていただき予定にさせていただいております。</p> <p>もう一点、それぞれ市町の事務局に相談をいたしまして、事務局もそれぞれ議長なり何らかで相談された結果の報告であるという認識をいたしておりますので、それぞれの組織において判断された内容の報告を受けたというものでございます。</p> <p>その上で、先ほども申し上げましたけれども、それぞれの大規模災害時にはそれぞれの施設の被災状況なども異なってくるというふうに思いますし、新たに避難所として指定される場所も出てこようというふうに考えているところでございますので、その際にそれぞれの被災状況やそれらの利用状況については、市町の環境衛生担当課に確認をさせていただくというのがより現実的であろうということで、担当課長会議において協力依頼をしたということでございます。ただ並行いたしまして、今ございました組合構成市町の公共施設でありますとか、避難所の指定状況につきましても、私どものほうで資料を収集いたしております。その中で、整理は現在進めている状況ではあるんですけども、施設によっても異なっておりますし、今ございました、いわゆるその特認事項、特に認める場合はという項目がある施設もありますので、それぞれの特認事項を適用する場合には、例えば市内に事務所を構えるとか活動している団体であって、またそれが市内なり町内でいわゆる完結しているのか、ほかも交ざっている、ほかの市町村も交ざっている施設なのかということによっても異なってくるかというふうに思いますので、そういった使用料なんかのあるところ、また使用料の条例の規定があるところ、またないところというものもありますので、そういったものにつきましては、一定整理をしていきたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>なお、そういった整理の内容と今回の項目につきましては、そういった公共施設を整理している資料の中に、今回の経過も入れ込む予定をしておりますので、今回、市町に依頼して、どういう返答であったかということもその表、大規模災害時には当然その表を基に判断、探していくということになりますので、それを見たら確認できるようにしていきたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>

宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木副委員長	<p>ちょっとしつこく言いたくないんだけど、前も言ったと思いますけれども、この非常時問題というのは、起こってから相談するのでは遅いんですよ。だから、非常時対応なんですよ。あらかじめ、今は武田さんおっしゃったように、調べてもらっているからそれは調べてもらったらいいんだけど、あらかじめ優先順位を決めておくということですよ。</p> <p>今の話だと1位は木津川市議会議場、2位は精華町議会ということで、3位以降の優先順位をまずもう決めておくと。3位のところに当たって、仮にですよ、あってほしくないけれども、その3番目の順位のところが壊れちゃったとなったらもう使えないから4位になるわけだけども、その3位以降を起こってから決めるというのはあまりにもそれは遅過ぎます。非常時対応じゃない。それこそその段階で環境担当課だって混乱してますよ、恐らく。いろんな混乱してますよ。</p> <p>だから、それはもうそんな話じゃなしに、もう順位を決めておくと、その際にやっぱりお願いしたいのは、できるだけ安全な場所であること、それからアクセスと安全、要するに強固な建物というのもあるけれども、いわゆる水害、水没したようなところは指定してもらったら困るわけで、初めからそういうところは避けながら、そういう意味でも安全な場所をまず優先順位を上にしてほしいということと。</p> <p>もう一個の要件としては、幾らいいところがあったって集まらなかったら困るわけだから集まりやすいところですよ。職員なり議員さんが集まりやすい場所ということになると思うので、そうやって幾つかの要素を勘案した上で、もう初めから順位を一定、案を順位案つくって、木津川市、精華町に提示して、3番以降はこういう順番でいきますから心積もりよろしくお願ひしますということにしておかないと、ちょっとのんびり過ぎる気がするんで、非常時で起こってから考えますなんていうことは、絶対違う、やっちゃいかん話。そんなん当たり前で、阪神からずっとそうじゃないですか、それ以降、この30年間。それで失敗してるんだから、ということでお願ひします。</p>
宮嶋委員長	ほかがご意見ございませんか。 山本さん。
山本委員	各市町の議会と話をされた中で、1番目、2番目、候補が出ました。これで十分だと思います。これ以降になりますと、その場で大規模災害時に検討するという項目になると思います。先ほど書記長もおっしゃられましたが、いろいろ避難所に使うとかで、建物自体が損壊しているとか、いろいろあると思います。だから、大きく1番、2番とこれでいいと思います。その後は少し決めにくいと思います。

<p>山本委員 つづき</p>	<p>それは何ものんびりして決めるとかそういうのではなく、災害状況に応じて、議会を開くための議場を決めていくので、これが望ましいんじゃないかと、このように考えます。 以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほかいかがですか。ほかございせんか。 今日のことは、この間の非常時対応要領を決めたと、それについて必要なものをそれぞれ市町の議会、議長様のほうへ問い合わせ到達点を今報告いただいたわけで、その部分で、佐々木さんからは、もうどういう状況であろうかはそのときによるけれども、順位は決めておくべきではないかと、それで使えないものは上から消していくことになっていきますので、1番で使えたらそれでいいわけで、順位は一定つくっておいたらどうかということと、山本さんからは、もう1番、2番だけで、3番以降はそのときの状況でいいのではないかという意見がありましたが、どうですかね。 事務のほうでの対応の問題で、何もこれを決めなあかんとかいう、ここでということではないんですけども、そういう意見をこの場に出していただいたということによろしいですか。  (結構ですの声)  じゃ、それぞれの意見を踏まえながら、代替のことについては引き続き検討いただくということで、よろしく願いいたします。 そしたら、今日はそこでとどめておきたいと思います。  次に、議会DXにつきまして、この間の取組状況について報告をいただきます。 武田さん。</p>
<p>武田書記長</p>	<p>議会のDXに関しまして、この間取り組んでまいりました内容等につきましてご報告いたします。 まず、議長決裁を経まして1月16日付で、先ほど配付させていただきました依頼文を組合構成市町議会に提出いたしました。 木津川市議会事務局は、会派幹事会などと相談する、精華町議会事務局は、取扱いについては議長とも相談するということであり、精華町議会からは、先ほど配付させていただきました回答を1月27日にいただいたところでございます。 なお、木津川市議会事務局からは、回答は2月18日以降になる見込みである旨、連絡をいただいております。 以上でございます。</p>

<p>宮嶋委員長</p>	<p>ただいまの報告につきまして、ご意見等ございますか。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>そうしましたら、まだ取り組んでいる途中ですし、木津川市からは2月18日以降のご返事をいただくということですので、また、ご返事をいただいた時点で、その内容は皆さんにお伝えをしたいということですが、精華町からいただいているご意見などを見ますと、「まずは専用回線の環境整備、Wi-Fiなどを早急に対応いただく事案と考えており」と書いてありますので、こちら側のといいますか、環境施設組合議会での対応が必要になってくるかなというふうに思いますので、これは新年度以降の予算との関係や、また、新年度以降の議会での議論ということになるかというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。</p> <p>これで、以上で今日の議題を終わるわけですがけれども、次回の議会運営委員会の会議日程については、先ほど確認したとおりということで、2月12日定例会終了後にということで確認をさせていただきました。</p> <p>ほかございませんでしたら、以上をもちまして終わりにしたいと思いますますが、よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、木津川市精華町環境施設組合議会議会運営委員会を閉会します。ご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">( 1 1 : 2 3 )</p>
	<p>この議事録の記載は、適正と認めここに署名する</p> <p style="text-align: right;">委員長 _____</p>